

丹鶴叢書

後水尾院
當時年中行事 下



7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4



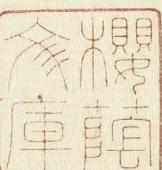


後水尾院當時年中行事

下

一禁秘抄 賢所云白地ミタニ以神宮并内侍所方不爲御
跡スル今以カク守ム一ヶ条也

一同御抄同云万物隨出來必先置墨盤所棚口女
官被奉スル自僧尼及棹人許所進之物ハ不奉之源ハ
雖出僧尼家男女之進物ハ奉之所謂用白所進菓子ハ
多與福寺別當所奉之而不棹之云内侍所アラシマツ
るとの此スルハ菓子スルのとのままでメシマドなむモ大様數多献スルものハ必不可少ム之尚御心アリ可スリ



哉墓もん所の棚を此そらをみえへ

一毎日の次第ハ早旦御手水ノ事も禁秘抄日没以後の事云清涼殿已下の格子戸人奉仕之近代女嬬候之臺盤所女官候之里内ハ隨便宜戸人候之云されど此うちハ清涼殿東面朝餉臺盤所内ニ外様の小番衆候之常の御所の上格子ハ女嬬候之先御手水とまゐり候ふせんてあらの入禍と署様侍ふるひホのとのとくに參る御手水事とまゝともいせんの入御鬟と理一御冠とする次よりもの物と供す次まゐせんの人御ゆとり向吉原アラモツモアト御ゆとも云刀自じ

事具あるゆとやまと御ゆとのよきをかね
まほもせんの入御湯セハイをまつたる河菜カバナ
をこうだりもぢへ御手水まるよく常の御所の御座ハシマ
御拜の御直衣ハタケ西の御座小南向ミナムノヒザ
むせんの人例シテくまぬどくまく御前マサニか
け帶ヒダもくとあく内侍ノイジ御手水ハンドウスイとも
まゐる御手洗ハンドスイの中へ棟コトコトと入ハシマリ御清手水セイハンドスイのとく毎度カクがくの棟コトコト
ふと併ハナメ深草土器ミカマツルと入ハシマリすものせんの人シテ傳
御前マサニもく土器ツルとくせまく御口マウス二度

禁秘抄已作上
同抄墨盤所下有
御格子三字又里內
上有朝餉女房候
之六字

まくせ候ひく後がくけと御手洗の中ふ投さる
此間ふさん人の入様のあらじゆく御手水とかた
うぎへ 紙の角ふ水と付く西の御座 小く御手とのこゝに御手御

御簾のまづおつてお付おく

おもむろさん入ハ福もくとく御直衣のまづとくの内

侍其まづとくとく御供小参の清涼殿の庇の中
央の間よも入セテ石灰壇より大宋屏風の内
ふ入セテ圓座よどみへく神宮ともめ拜せり お供
御拜の次第ハ伯毎度相傳り 此間典侍ハむきの中
央の間両の柱の下ふくとく御拜ともとく本路をもく
還御常の御所ふく鏡の御拜あり其後あとの御盤と供
少すとく 福とく

まき其やう正月四日まえくとく昼夜夕方の御盤ハ参る所
も定らず唐出まづあるまつてあるまつてさん手長の入も福もく
まつて馬相伴あらまづあるまづ又まづかまづせんの人
御さくまづ本式をまづ參るもほねの事シ夕方常の御所
の上段掌灯がまづ出ヌまづの庇の下馬をす出く
少すとく 福とく

一御服をまづむる事ハ内侍あらまづせす 禁秘抄ニ御事
と云如引直衣女房參之其典侍以上也 可遠九卑支云御衣
八内侍已上ハ聽之然而正候御裝束同御陪膳但侍臣聽
之其近衛司主六位戲人不取御衣之由在旧記況於御裝

東乎而問く有其儀可止云々

一御まほもくを禁秘抄の事御装束等無何人不奉仕典侍若聴色上鷹あくとよどき此ごろはまつてあるす掌侍よし是と奉仕す御みゆきのと二つよりくらるるを同御抄あきとひととも此ごろもくらる

一御鬟理まつり事御みゆきあくとよどき御湯おゆとかること御席みゆきも事御足あくとよどき事此これ上鷹あくの役えきを禁秘抄きんひじやう恒例つねれい毎日次第じず云署湯卷上鷹一人典侍一人あり供そなへ御みゆきの小候こまつのめ名めなあると傳つたへゆるよふ狀じょうもなまくまくも候ス

禁秘抄きんひじやう每便まいびん作つく
傳說又難づれ上有大字

一禁秘抄きんひじやう可遠凡城事こぞんじやうじ云所衆瀧口乍地下近候まつり習也但御口移御手移不可然堀川院御時樂人等偏へん無便之由匂房難づれ也不可然更也凡卑へんひ限六位藏人下鷹女房めいぼう也尚まだこのア流アフリ也六位藏人馬めーもあくとよハ御詞ごじかくさん

一かくももくをめくらむあくとよどき極暑ごくしょくの時ときつゝ堅固内うちふ御みゆきもくもくのけらまく後奈良院ごならいんをのすまわせらまくやうの事ことの方外ほうがい

一何なんとも物ものまわる時とき必もくのよきてむくまく縁座敷えんざふあるまくまく茶ぢあるやうの物ものも大おほくくあるまく

一すみゆくらるのと王餘魚 是ハ俗ニシテ其子細ヒリ也
名の文字王餘魚と云ひテ本艸綱目云其上臉殘魚王餘魚
ト云。吳王闔闾の眞臉と食しとの事と水に投せり。化へり魚
王餘の名へり。又其上臉殘魚王餘魚と云。是
相遠ぢ。王餘の魚は大抵叶ふやうと長四五寸あり。其の頭は大
きく、身は細く、腹は白く、目は二所あり。付くもの二つ異なり。左の
あらわな房あるものと左の房あるものと。其の頭の中の類似するものとある。
そからさけ 白鰐。其の頭の中の類似するものとある。
まみ 豆腐か 物のうども
まみ豆腐か 物のうども 隆親卿の子の白に何事あるんあわ
朝顔 麋のやき 紫大こん 罂葛 ふ まみと二角をりて帝を三とこと
あも 紫大こん 罂葛 ふ まみと二角をりて帝を三とこと
一佛神ヲ供 一鶴の眞御膳ヲ不供
一外居入をるもの參

一器の塗器の古物である。これとつよや近
代ハ大抵ハ漆器。盃のやうの物もぬき。不用を生じ
重き。食籠やうの物ハ俗より多く缺き。用る
一三重の直口入。大きさは大やうだ。

一御手つゝ入ふやうに珍る事希。宮門院攝家も
とつよやうあることを大やうだ。

一天取の時も入る。も育てても育てても

一臺盤所も入御を。故實と云々後奈良院

天文五二の御記

一常の御所も入御を。武家泰内の時

毎度入御有之

一諸家奏慶の時ハ對面の時ハ或ひもん所或ハ清涼殿或ハ常の御所或ハ御三間の入る事之外も攝家方ハもん所外を衆は清涼殿内に衆ハ常の御所或ハ三間なり天盆はもん衆ハヤの口より長く敵よく放す

一諸家元服の日御供々外様衆ハ清涼殿内に衆爲三間御ふりんあり内に衆ハヤの口より御盆より當放す

一攝家方其外も元服の日御うちぬきより流倒する

まよせくらぬかよくはあむとども放する事より
一禁秘抄可遠凡賤等事云内に御行歩より不用直御座の御劔内に用他御劔近比作法是非得咎歟云此比四方拜神樂ホハ暨御座御劔と用うる其外別殿行幸の時より小鍛冶あとつゝも用ひて堅固内との時ハ御うち刀と用ひるより常の事云正親町院太元師法云御聽聞あとやうの時もせくる女中前の方よりの手よまよかほどの小袖のうちかくどうよおひくもれと見及しと故白河二位から

一列殿の行幸ハいつの御殿よりも吉方といふ用うる

但一對やハ上うよのとくと勾當内侍房迄ハ有例あり
一以下ハ平生ともも行幸の例也

一伊与^{内侍イ}追ハ房^{トモニ}其外下うよの房^{トモニ}下鷹

ハツ^{トモ}人の房^{トシ}上口ニ鏡臺^{ホリミ}のと御^{マサニ}も
うあると當時の御免のとく俗姓下鷹の者の身^{アシ}を
馬^{トモ}吉^{トモ}の准據^{アモセ}ねも是^モ房^{トシ}と^{シテ}行幸の例
も^シか^レ一^チ上鷹中鷹^{トモ}の人の屋^{トシ}の上の口^{トモ}を詔
者女嬬^{ホリ}のとくも行幸^{アモ}くと為^スのとく伊与局
へ行幸^{アモ}くとく憇^ム乳母^のの房^{トシ}申鷹
多^シの人乳母^の房^{トシ}あるとくも^シの行幸^ハなまけも自然

ナカウ^{トモ}ホリ^{トモ}もあくと下口^ヘ用所^{アモ}くとく^ス人
口^のある方^{トモ}も^シる

一上鷹^{トモ}の人人^ハ根本女嬬^スるの者^{ナシ}小直^{トモ}詞^{トモ}
さん廊下^{トモ}く行^キ時^ハ傍^シく^シ跪面^{トモ}居^シ
居^シ本^ハが^シゆ^シのとく法^{アモ}とく此^{トモ}くも^シくも^シく
一御誕生日^{トモ}千卷心經^{トモ}せらる女中^{トモ}の人数^{トモ}
く配^クくあると上中下の貞數差別^{アモ}くとく上鷹^{トモ}
人五十卷中鷹^{トモ}四十五卷或^ハ三十五卷下鷹^{トモ}二十卷或
ハ三十卷あるとく承^ム每月^{アモ}すあると
一御誕生日の御祝^{ハシタ}くとく^シるを^シめうらん^シ清

まつて一献すゆ院女院など御ひいも御樂も
一以て毎年大概二月の比ある祝儀の調子を定め
く平調のまゝ樂の數は近年七段或ハ五或ハ三何も例あ
る朗詠或ハ一首或ハ二首郢曲の人臨期座つて是と
つて御えん定らす或ハ清流との東庇より御座とまつて
同すのと公卿の座とく階の北のもつりと地下の樂
人の座とす或ハ小御所或ハ御學同所未便宜の所を用
らる御代始より各そぞく主上引直衣ふ袖とがまゆて
みす恒例ハあり衣冠初叅の人ハ束帶毎度事とく
き後堂上ハ鬼間地下ハ軒廊より勧盃あとは是ハ清流

殿のまゝのまゝ別の御殿のまゝ便宜の所とくに
一初雪法とく御盃とくのまゝのまゝ一
献參る女中男とく院女院あくとも

一御盃とくのまゝのまゝのまゝ馬盃と三款乃
かへ一度ふ供一初献二献三款とく供一とし奉
御箸下ル御盃五款とくのまゝのまゝのまゝのま
一又二款とくは二献め天敵例のまゝのまゝのま
畧の事ハおまよせとく時刻うつまむやう小覺めとなま
居用をすとくまうなま時にある事ノ畧儀
一御陪膳小上鶴或ハ典侍候す正親町院御時

晴季公の家捕公の猶子とく上鷲アシカ參スル尚侍准
准アシカ侍アシカ候スル御陪膳エイペイセン小候スル禁秘抄キンヒサウ同抄
も上鷲アシカハ尚御陪膳エイペイセン小候スル禁秘抄キンヒサウ同抄
云典侍四人此職尤重チヨウ中畧チヨウラク只聽色アシカシカラシ品人不好此職事也
候スル御陪膳エイペイセン着禁色キンカラシ青色アオカラシ赤色レッドカラシ尤可忌思事歟アシカシカラシ同抄女房云
上鷲不謂是非二位三位典侍号上鷲著赤色青色
候スル御陪膳エイペイセン不補是アシカシカラシ本職聽色大臣女或孫或不聽或聽
之アシカシカラシ同抄御膳吏エイセンリ云朝餉アシカシカラシ上鷲女房アシカシカラシ典侍或
南間端チヨウドウ云此等のおもむき上鷲或アシカシカラシ聽色典侍アシカシカラシ候スル御陪膳エイペイセン當時の典侍エイセンハ女叙位アシカシカラシ位階アシカシカラシ沙汰アシカシカラシ

禁秘抄キンヒサウ四人下有也アリ
字又毎品下人字アリ
同抄每三下位字又アリ
无赤下色字アリ
同抄膳下有也字アリ
又孫下有也字アリ
同抄アシカシカラシ注或下有也アリ
召字アリ

ナリナリ也必聽色人アシカシカラシ人アシカシカラシも

禁秘抄多下有也アリ
字同抄アシカシカラシ作アリ

一同抄アシカシカラシ御膳吏エイセンリ云朝餉アシカシカラシ御膳女房不候時公卿或四位
侍臣爲陪膳恒例也堀河院御時多以此例内チの御膳
公卿藏人頭アシカシカラシ聽アシカシカラシ之アシカシカラシ侍臣アシカシカラシ殊アシカシカラシ可然近臣アシカシカラシハ
聽アシカシカラシ之アシカシカラシ近代入數アシカシカラシ公卿アシカシカラシ侍臣アシカシカラシ大官アシカシカラシの子或
女房不候男アシカシカラシ用アシカシカラシ公卿アシカシカラシ侍臣アシカシカラシ大官アシカシカラシの子或
ハ孫也中鷲アシカ不足アシカシカラシ時アシカシカラシハ兩頭或五位職事アシカシカラシ用アシカシカラシ下鷲
かく時アシカシカラシ六位アシカシカラシの藏人アシカシカラシ用アシカシカラシ平生アシカシカラシの御アシカシカラシもせんアシカシカラシ侍人アシカシカラシか
き時アシカシカラシハ御所アシカシカラシもあどアシカシカラシ法アシカシカラシとある又アリ大臣アシカシカラシの子孫アシカシカラシの見
あどアシカシカラシ宥用アシカシカラシらる

一あゝ御盤侍とさんハ三月と限る勤メ其後次の人うもる正月朔日より三月晦日まで法事あるが入三月晦日よりとて次の人入るに次の人侍ゆるう
へ但是小古御所狹少の時常の御所の中ニ御ゆるうある是よりて此が余多御ゆるう限つて便宜の所としてある也
やとくけども即署して内侍所の方ゆるうと拜ス
想ふ二拜あることを事あれば二拜あるをあま
て來ゆるよやむりとおもひくわざあらはせぬを
思はずすとあらまうとがつて

一ちかくまき臺あらへまきをまく萬子風情のもの
いきんの人稿とよみがまくまく參る

一けふとせんの入あきこ時よまると御湯茶をと參
とくとくあらへまくまく參るに疊のうちよまくまく
まくほまくまくまくまくまくまくまくまくまくまく
すと正親町院御時侍入あきこたれあとあらへまく
三条前右府うまくまくまくまくまくまくまくまく
まく書つるやとのこととあらと外人のまくまくまく
まくまくまくのまくまくまくまくまくまくまくまく

一女中衣裳は近代の法あるとまくまく物ハ
典侍已上も勿論典侍も着用ありしはれぞ物
ハ品よくまくまく着用是ホソアヨヒ色目ハ白紅梅貫白三

色の外他色とす。すも物を繪やう定ら手板のり
の大身もと四、五、六八から十六からが、裾七段
五段十一段十三段十五段三十七が、すその段もとけ
あらわ^{本ノ}りもホのどん丸とて品と論じ。著用
典侍より縫と著用を逸物ハ勿論。さへはき
もかくすも^{本ノ}染毛のとたん四、五、六ホの物ハ地が
とく用之本^{本ノ}と用ふ。あいに下ハ止め物と用ふ。縫の
紋ハ艸木等の物か。但寃や^ア一染物ハシヒ^アき
ホの花紋^ア雲毛^アのう^アのう^アハ紋^{本ノ}ひり^アよや丸^アし
よハ紋小崩木と入^アあや^ア勾當^アい^ア追ハ著用唐

あや^アまき^アすも^アち^アも^アの唐物近代只^アハ
萬^アとも^アも著用す不審のとて御^アも^アもとのと^ア
ある^アあ^アも^アも^アハ必給^アと^アま^アま^ア

一典侍已下ハニ名^アのつか^アみ^ア自然極寒時^ア
とくが^アみ^アり^アも^アも^アと^アと^アと^ア著^ア但上^アは已上
ハ四^ア名^アと^アも^ア著用^ア年齡サ八の暮^アも^ア白衣裳^ア
外^アと^ア著^ア童の^アは^ア袴^ア著^アも^ア縫薄^ア推筋^アホの物
と^ア著用^アま^アま^ア

一繪の元結ハ衣裳^アも^アも^アあ^アと^ア衣^アも^アの時^ア
地^アのあ^アと^ア用^ア白^アと^ア衣裳^アのと^ア地^アの白^アと^ア用^ア

絞ハ薄スジリシテあや松マツリシテのうの絵の具イふ
くさいシテとくさいシテ禁中の女中メイヂウとくさく不用シテ
一帶ヒタチハ毛モのシテおひと用或ハ薄スジリシテのシテけ帶ヒタチヘ近年唐カウの
染物カウシムぬのシテおのシテけ帶ヒタチと用本式ヒトシ式シテ
一ヨものシテのシテ織物カウシム唐カウとシテの此シテあるシテよシテ
用シテ其外何シテ唐物カウシム白シロとシテのシテあシテ物モノと用當時
の染物カウシム摺ハラフ薄スジの類ヒメと用蒲團カウタンとシテ不敷ハラフきぬシテすま
絞スジハ帯ヒタチと用シテ但老者病者シテホの寒温カウモンとシテ人ヒトハ道シテ
あるシテのシテせシテきシテ外ヒタチとシテるやシテのシテ小キぬ
えんシテ密シテ用宥命カウミンあるシテことシテあ

一綿シルク草皮等シロヘビ不用或ハ老者或ハ病者シテ萬
年シテと絞スジリシテ後シテ夏冬カウモンとシテ斤時ヒンも是シテとシテあ
す男ヒトのシテ襪ハダカホ御免カウミン同ヒトシ

一女中懷姫カウヒの時五月め帶ヒタチの日懷姫カウヒの人ヒトも御樽カウヅン
其内必シテこのシテのシテうやんヒヤンとシテ上常カウジヤウの御所カウソウとシテ御さ
うシテ參カウ此シテぬあシテのシテ小シコとシテかシテ二ニ献カウル才
一人ヒトあシテ左右カウシウとシテ若カウガ二ニ弟シロ三ミ妹カウメ四ヨリ五ゴ使カウシム六ロク塵カウジン
人ヒト二ニ祭カウルハ其人ヒト別天カウテンとシテなるシテ其ヒトもシテ二
二ニ献カウル御カウつシテ二ニ參カウ當日署カウシム帶ヒタチの下行カウシム下シテ行カウルされ
よシテ以シテ後シテ馬カウ盃カウボウとの時シテ天カウ盃カウボウの外ヒタチ別カウル

はと用ふる事も況や平生とや局と常のうつとも
ものとあるとあらまと用ふるせんも凡人を
あらへまへ懷姫の人も下薦あらまとせんの入堂
上のむま相應のものと用ふるあらき御所とくも
下薦のむせんも悼かし署帶の日とくも御所の宿せ
すやく里へ出るあら勿論うぬやまへの下行をくふ
あとの日ハ宮とをかゝり奉らせ御所へ奉る其身上薦
うちの人あらま宮の御のまくとく奉る内侍已下の人
あらき典侍一人侍むらひ奉る御のまく添ふと奉る
御袋女御をとの時も馬のまくとくたゞまよシとてこしす典

侍御もいよいよある宮ハ腰輿と北面供奉す御袋を
まわと行壯と不及常の御所と馬をまく奉ル
一御所との御祝とをのちふ御誕生日とく百廿日満
るとき當日延引の例あり 宮奉とある上の御靈但一産やの在所ゆゑとす まく奉
ふ先典侍一人里亭とむらふと乗るの局と里亭と
直小參向と腰輿下まづれと用ふ仕丁六人ちうくと著す御所を
參る北面六人或ハ四人供奉其外侍まく着す數輩前後
少くとまく是ハ定とある事もあらへ時宜とまく
あり御袋其外宮の上薦乳母木板輿とつゝ後ふあらま
社壇とく別當祝とす其後下向直ニ禁中と參る長

中より参る次ハさのナあへ里亭のそくありニ
才の暮髪おきいと霜月をすの中日時勘文次第
日どまも世俗小額毛とく児ニ又あくまきとく説あく
次ゆ誕生の宮あるとオトノ内ゆくも髪置あく
一重あく綿御所よと参る當日先御袋の局ふく清
祝あく御袋ひき例のまき宮あく綿小根ある小松小橋
とすうもせんも御袋上崩うの入あると即是と勤む
其外の人あきらかにせんの上崩御所よと参る常の御所
よく清さうと参る初献も宮よと参る二獻からん當日御
袋よとを上

宮へ参る御前へもと参る次もあらわす

観みけ二入を

参るむせん御前より御ゆふ付らむく宮のを
ひ口よりらる数ハ定らす御前をてのく宮退出三
日の間をくとけりちくをかくましむる根本を
主上御手つゝ附まつまむれ此トムハされ私よりのまく
御ゆふ侍袋乳母ふ下行あり別帖三才
の暮色直一あくと薰日御所より紅梅一重参り霜月二
番丑すと已後の日時どもをせらむ定らる當日いわ
物三本とす次ふ二献参るむせん手あらホ前より同
一御所よりかくん侍また二獻参る宮夫を御なまほ

とくじゆくおも成人の人と差別あく参る常の供御も清
きとやうて、成人のよひをも

一五歳の暮からとある大臣のまつ當官より前官
よくもあらうるくとある皇子ハ半尾前張と署を皇
女ハあこめと署す碁盤のうつ立と吉方生氣の方をも
礼の宮の石二ツを取くことのうつむきて両足によす
む大臣髪のまつ毛とある柳をふゆきつまく、うづみ
かくまくすかの物とよきく昵近の人を參るまくとも
てく後碁盤のうつ吉方へくる親昵の人扶持す大
臣退く候せる皇子皇女もハらつ帖よ座す皇子

まくろ物六本とすとすくもせん手あらの人同前六
本立つものとアーテ後更ニ三献あり大臣相伴あり
大臣もせんハ男女ともて眠近の入をふ傳うる是ハ時宜よろづてある
あらあらはき已前ハ皇子皇女とも小人のまくろを參
うすまくろ大手よりてし盆とくろもくろも義あリ三
献の後大臣退出宮ハ御前も參らる御所もくろ二祭參る
五色五荷あとの御樽參る其中まんぢう參る其まんぢ
うと必三祭のまくろ供す御所よも薰日御服一重おも
物ぬくやくの物白裏赤裏時節ふ隨うひく今むくハ毎度参

モ貢あら

一九才の時紐あらあて身の長さと或ハリそりと
春あらあと或ハリの暮あと當日の物とも其
後三款如例兼日御所トヨテ御服一重色目同前浮き物
帶一まくろ參ル御祝の時著用皇子ハ半尾皇女ハ襦も
うま著シ御前も參らる常の御所トヨテ二献參ル如例三
色三荷の樽ちん上

一十三歳の時御もくろあらまと金一對ふ已上水
柳筥御服色目等無く御所よも參る眉ハ御袋松さわく
も由緒ある人どもがて御もくろを儲君あらか禁中も

參るを一まゝの皇子あらず便りすと御所替あらず
世俗よ七所のどどもあつむ事ふとくもとく其定
もあらずされどあは禁中院女院官くなとの
外より御祝いう物もとく御所くの唐まつ
き二款例の

一十六才の時皇女ハじんまきりモ近代大ういハ比丘尼
ある自然持家方へ嫁まくやうのまうもとくも十六才
まうもあらまくわくある事あるゆゑ近代御所小
そじんまきの例あらかうやうの例あくまく時宜する
をもことから

一門跡比丘尼をとの入室の作法供奉已下微いの時節
のまゝまゝ今る經いの体こ腰輿北面四五輩供奉も
上古ハ行粧まゐるふんどうほくろまきしれもまじ又時宜
まゝまゝ定るやうあるまゝまゝ皇女嫁娶の事ハ淨妙寺
圓白以来其まゝ近代教平公の御母もそもまゝ
其後もまづ此まづもめづりけず作法むづの路
もまづみまづ定るやう承もひく參り初らまづて
まづ御袋の里亭あづく男方よも參りまづて其作
法あるゆゑ益あづ軀も或ハつとの六本立木の物も
尋常の三献あるまゝ時宜よとくと御所に誕

生日より祝の下行ありも貞數ホの事ハ時宜よりを
きよと承マ

一當時女中内に多くハ髪の根と結ゆるあり清さう
アリテ御せんの清をせん手あら等の人多とゆふ
す或ハ老者或ハ髪毛くれば人不自由より多く清ゆ
一の事あるまじかくとも御菓子茶風情の物ハ髪の根
をゆくあらむをゆくへ

一女中引眉ハラツカム近北をもくナシマモ
ミツキシ手あらの入あらてこまゆるなま

一女中宮つひのちめよむくのよとりく下行と

キニ貞數ハ時宜より多きもいとぬ上扇中扇下扇
の差別あること御方の御前アリあらまくも相應のこと
ある

一御今やあらとソレ女中宮つひのちめよむくぬ
を著しそむふ日時より髪とあらまくもん所よく内
侍所の方ふもくびく拜せしむ典侍ハ朝餉の裏居り
もくまく小居く拜ス内侍已下ハナリヤムく拜せしむ
かくのくの拜ソラムニ二拜するより不審の事
二拜、兩段再拜、よくあらまくやくすまく來シム
こと放童の髪髮あらまくひくくもくぬくほゆあらまく

ちこまと勤む是ホも御ゆきの限より子細前小
きくすく女房のまぬも常より暑ヤするつまう
此方のまわから其後常の御所ふく一献こぬあそ
今参みの女中も御前ふくこの下鷹さよも
かけくぬ髪かみあるうれのまくも今参みの入
帶おびをやうのねとづくらとや

一女中めいの上中下鷹さよを童名わらわと
めすこ亦こもの中なか何典侍何内侍うちりすも常
のこころ

一二親の服はなし女中已下采女刀自女官女嬬めいを

まく一周忌の間出仕せす根本ハ男女とも小股の内出仕
せまくも近代男ハ五旬の後召出めしゆけ職事除服と
書かづく女房ハ除服かくとやうのあとまく五旬
の己後あい出仕せし一周忌の後出仕のまく年中用
くる衣服調度きよどとあくめて御前イ所ふくハ服用用と
ふきのとからく不用此こ居人ゐじんあき時ハ女房めいを
五旬後ロつづりてく出でることある

一女中親父年忌とハ法事ほじとあるまく相應あひあひの切
手て親父堂上の者あそぶ奉公の勞はるあそぶりその
まくまく上鷹中鷹下鷹さよの入いりまくまく下

薦ハ大うい或ハ地下の者或ハ社司ホの女もモテテ祭リモ
乳母ハ各別のミツカモモソシモ一周忌モテハ祭モ
トす第三四忌後のみ下行の負數ハ定ムレ時宜モ
あらへ事也

一格子のを下イモテテとる事殊の外の禁忌ニ凶時の
時格子のシテモトモモテアラカタシモトモモテ牛
出シモガラシモナシモ

一竹葭ヨシの表用る事禁忌ニ諒周の時倚店の御所の
あつてひことくされ竹葭を用る事無モ

一剃刀ヲ用ひシモナシ

一触穢の時ハあい一一所も注連と引往來の道も別よ便
宜の所と用ふ大死大産まゝも此定モ

一堂上の者のむきめ堂上者の妻もモテテとる事ハ御前
モ參ジトモある事無モトモ其例とシムキムハ公仲
卿の室ハ新上東門院の妹旧院の姥オハ公仲卿逝去の
後新上東門院へ常モマムシモカフヒト後陽成院の御
前ハからず止モシモトモトモ是ホ御外戚方トモム
ラモあらへ事ヤハん又例あらへ事シモ
一武家モ嫁へキ人モシムモ一切御前ヘマムシモ

いはとまゝる人ハ能證院内府の娘大名ふ嫁へる人をも
こよとて旧院若宮の時上薦ふ宥用セイ一ノ御元の日
よもと退出一く二度御前へ參セイ一とこすりてよも
陽光院の御外戚方とのひ旧院をよみかわすりよも
時よも奉云の入とひ大路もいや一のうぬ者ニ御前へ
參セイ一も子細あるまいきことあらざるまきふもは參
うす其餘ハまゝく其沙汰も一當時謾ミタリふけ
一武家の者の娘堂上のとひ猶子あくよ少シヤウ御前小
まゐるすやうとこつ迄ハ曾アタシ新上東門院
の帥大擬濫觴歟されと是らハ新上東門院シヤウドウモンイエン

あまく御外戚おとこの間まもゆうはなはな當時何の
ゆゑもかへ此事多々是非あること

一諸君親王御同宿の時節朔日御益^{ヨイ}御前へ参^ス
其やう對の屋^{ヨリ}もあひ直曹の所へ出でてゆき
の内^ノ男衆^{ヒト}もひる参^スるがの^ノすのとる候^スを尋^シ一の公
卿^{ヒヨウ}とよもく障子^{ヨリ}とあく親王首の^ノ下^ノ座^セせめます
座^スを起^スま障子^の外^フり^テ殿上人^の下^ノ鶴燭^{トリヤク}とよも
く先行次^よちん王^{ヒヨウ}みゆき^{ナシ}公卿侍臣^{ヒヨウジン}もひる便^{タチ}
宜^スの所^{ヨリ}ひづく常^{ヒサシ}の御所^ノ西^{ヨリ}ある第一の公卿^{ヒヨウ}み
ゆき^{ナシ}とある親王庵^{ヒヨウア}よりもま^シ公卿障子^{ヒヨウヨリ}

さう後れのちまことに親王さんの方は着座其後侍さうつるる親王御相伴もあらニ就め親王侍とやう參るはうつるる残りおまく志するをいふんの金盞とよぶ盞とよぶ親王の前より御さうつるるをも本路とよぶ退出公卿さうの障子をも前のことく或里亭と住してとも節朔と必志するのも其時より御袋の局直曹より用らる正月より五ヶ日或ハ里亭よりも或直曹よりもいよいよおまくおせんの上薦ハ禁中の女中參らばむ強供御のまほんつてもて後退出是萬事ノ微小の体をもと此より親王の上らすまでももとと暑せきる。よつとま
強供御のまほんつてせあくもおせんの人もおまくを著するをきゆせんたれ

其後三献ハ親王の上薦まほん内うちの男衆おとこの上薦まほん親王の女中内うちの男衆おとこはうづく一の時ハ一献はじめ是ハ三献さんじめ女中めのわらわ上薦まほん男ハ公卿の限かぎをもとおき其外大おおい禁中の作添さくぞう」一諸君親王の上薦ハ勾當内侍の次つぎも節朔侍せきしやくしつとも勾當くとうあいの次つぎも着座きくざまつるこの外御所ほかごしょ御比丘尼女御ごひくにとの上薦まほんのまの座くわあることを御所ごしょも着座きくざることであつて侍しやくのまの時陰かげトも坐すわまつる

一一采女さいじょハ内侍ないしやく所の刀自と兼帶まへ近代内侍ないしやく所ごしょ

すぬ六采女ハあらやと号ニ、采女ハ近代久ニ四采女ハ
いりしと号スニ、四ハ今ニすぬ。

一猿樂ハ宮中より入をき。道の者よりまわらて參る。常の事。幸若大。うらほのまづく。又くる。此外座頭鉢扣門説經。念佛ハハ條イちよかせとそらどももひたまのを食る。參と川原の者ハ參と火の物ハハきりめ。

一風呂ハくつたまとハ宮中より入をき。かゆふもがれとあまつする。何事もなし。此處多々。一御脱履と位ハおとすりとも。おとすりともと禁忌シ。

一何とももすある物と紙色結ひ或ハ紙と掩す上を結ふやうの時水引を用ひ。忽と水引とハ清き道具のうちより出る。

一月のさむれの人七日の間もまゐるもの。清き器。手ハなき勿論。毎朝の御拜。毎度御神事あり。御所小宿。すま。御神事あり。時ハ御所より宿まる。采女

已下まの月も月のさうの中も清淨器と手とを
毎度御神事とひくは是ハ至極襄徴の時節よりその
まゝ入るやうに永宣旨とくゆるやれり。今ふ其定
あり

一灸治サ一月追ハ宮中より憚あへり。其も數多
なる事ハゆき。一形、灸治ある所より御神事。一
もくもくと格好よもいへども、草より出
れと又いゆるゆゑのある也。

一女嬬ハ清淨道具とある。あつまへとすまへのもの
より手をき。旧院御脱役の後より女嬬ハあらざり

あつまのあらざり。唐まの物より手觸るやうと用捨す
ること少く。此外別の子細あると仰らる。どうもあつま
せんと宮内卿あらざり。

當時年中行事下巻畢

禁中年中御作法以下二帖

後水尾院令製御也而染

宸翰被收官庫於此本

者為御草案依被進

新院所也基熙侍洞中之日被免拜借故不違一字謹書寫之朝廷宝家門最珍益比類者也子孫努非公用而莫令他見矣

于時天和元年臘月中旬

左僕射基熙

丹鶴叢書目錄

丁未帙

正中御飾記一卷

內宮御神寶記一卷

後水尾院當時年中行事二卷

春記三卷 同裏文書

九條右大臣集一卷

御堂闇白集一卷

藤原家經朝臣集一卷

和泉式部續集一卷

源重之女集一卷

小侍從集一卷

殷富門院大輔集一卷

風尔津連奈幾物語一卷

己上捲十二部十五卷或分或合為十一本

戊申帙

雜筆要集一卷

諸陵雜事注文一卷

室町殿春日詣記一卷

嗣刺

- 諸鞍日記一卷
類聚名義抄十一卷
萬代和歌集二十卷
己上捲六部三十五卷

丹鶴城藏本

京都三条通弁屋町

出雲寺文次郎

大阪心齋橋通安堂寺町

賣弘所

三都書肆

江戸芝神明前

秋田屋太右衛門

岡田屋嘉七

同鍛冶橋五郎兵衛町

中屋徳兵衛

